

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

## 農林畜産食品部プレスリリース (2017年5月13日1時00分付け) 5月13日(土)より全国のAI防疫地域を解除

出典URL:

[http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155449374&section\\_id=b\\_sec\\_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board\\_kind=C&board\\_skin\\_id=C3&depth=1&division=B&group\\_id=3&menu\\_id=1125&reference=&parent\\_code=3&popup\\_yn=&tab\\_yn=N](http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155449374&section_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N)

(機械翻訳等に基づく仮訳)

全羅北道益山市においてAI防疫地域内の移動制限が解除され、昨年11月16日に高病原性AIが発生した後にとられた全国の移動制限措置が5月13日(土)に解除された。

\*これまでAI発生に応じて、全国AI防疫地域を166箇所設定して運営

農林畜産食品部は、全国の移動制限が解除されても、特別防疫対策期間である5月末までの危機警報段階について現行の「警戒」を維持しながら、全国単位で防疫措置\*を継続し推進する予定である。

\*特別防疫対策(～5月)対策室を運営、特殊家きんおよびアヒル農場の一斉検査、再導入対象家きん農家の管理などを推進

農林畜産食品部は、全羅北道益山地域の移動制限が解除され、5月13日(土)に全国の移動制限措置が解除されたと発表した。

昨年11月16日、高病原性AIが発生した後、全国に166の防疫地域\*\*が設定され、追加の発生がない地域から移動制限措置が順次解除された。

\* 2016年11月～2017年4月発生状況：(発生) 383件(殺処分) 946農家、3,787万羽

\*\*これまでの全国防疫地域：10市・道、50の市・郡、166地域

今回の移動制限が解除されている全羅北道益山市の防疫地域は4ヶ所あり、地域内の家きん農家の高病原性AIの精密検査を実施した結果、異常がないと判断されたため移動制限を解除するものである。

なお、5月になり移動制限が解除された地域は、忠清南道公州市(5月6日)、論山市(5月11日)、全羅南道長興郡(5月8日)、谷城郡(5月8日)がある。

<参考：移動制限解除の条件>

発生農場における殺処分及び消毒措置が終了した日から30日が経過して予察地域(発生農場の半径10km以内)における家きんの臨床検査と発生農場・予防殺処分農場・出荷農場のし尿などのAI精密検査の結果、異常がない場合は、移動制限を解除する

農林畜産食品部は、全国の移動制限が解除されてもAI特別対策期間である5月末までの危機警報段階を「警戒」に維持し、全国単位の防疫措置を継続推進する計画だと明らかにした。

5月末まで、全国の市・郡において家畜防疫状況室を運営しながら、特別防疫措置を継続推進する予定である。

AIウイルスが防疫の死角に残ることがあるため、全国の特殊家きんまたはアヒル飼育場（小規模農家、庭型レストランを含む）に対する一斉検査\*を実施して、再導入農場\*\*の防疫管理を強化する。

\*（一斉検査対象）ガチョウ、七面鳥などの特殊家きん農家2,359戸、アヒル農家2,382戸

\*\*（再導入対象）発生農場382戸、抗体検出1戸、環境試料陽性1戸

農林畜産食品部は、今後AIが再発しないように家きん農家、系列事業者などの家きん産業に関係する地方自治体などにAI防疫推進に最善を尽くすことを要請した。

農林畜産食品部は、中国など常時AI発生のある周辺国から韓国にAIウイルスが流入する可能性が常に存在しているため、家きん農家において消毒など遮断防疫をおろそかにする場合は、AIが再発生することがあるという懸念を明らかにした。

これにより、家きん農家は普段出入りしている車両及び人の消毒等の遮断防疫に最善を尽くして、系列事業者等には、所属農家の徹底した防疫管理に万全を期すよう要請した。

併せて、地方自治団体は、繰り返しAIが発生する地域と防疫体制が脆弱な農家に対して集中的な防疫管理を実施するなど、再発防止に最善を尽くすよう指示した。

農林畜産食品部の関係者は、今後、AIが追加発生しない場合には、本年7月3日\*頃、国際獣疫機関（OIE）の規定によりAIについて清浄化宣言が可能だと明らかにした。

\* 4月4日最後にAIが発生した農場の殺処分及び消毒措置が完了した日から3ヶ月が経過した時点

<参考：AI清浄性回復の規定>

国際獣疫機関（OIE）は、最終的なAI発生地域の殺処分及び消毒措置を完了した日から3ヶ月の間にAIの発生がないことを観察及び検査で証明できる場合、国際獣疫機関（OIE）にAI清浄性回復宣言を通知することができると規定している